



自転車を利用するために

自転車は車道通行が原則です。

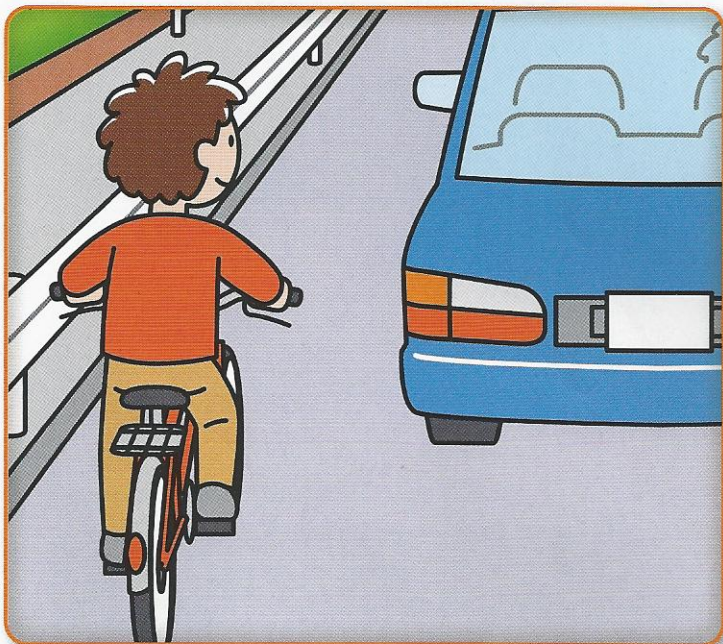
▶自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

罰則 3か月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

車道は左側を通行します。

▶自転車は、道路(車道)の中央から左側の端に寄って通行しなければなりません。

罰則 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



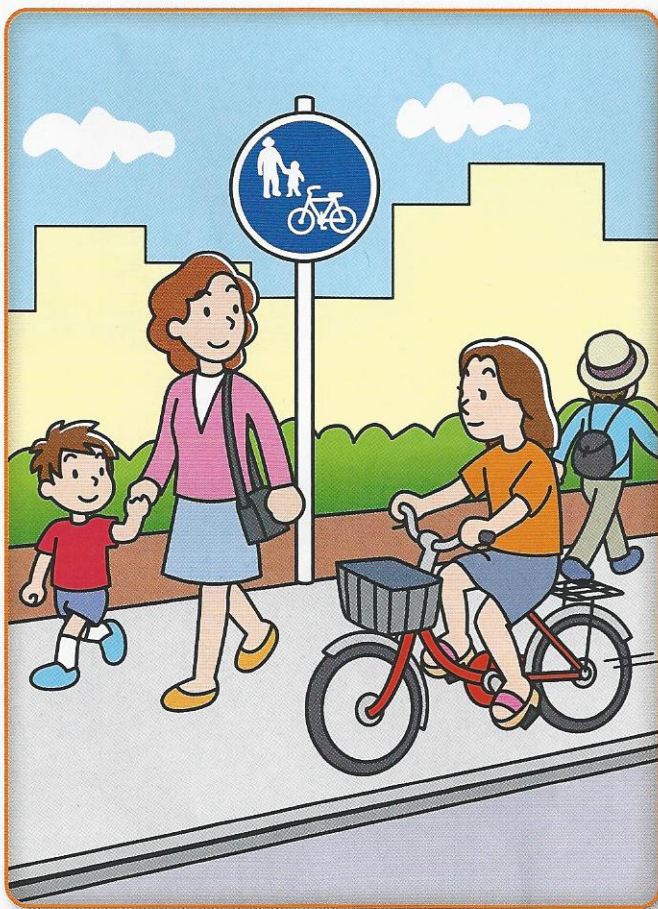
歩道は歩行者優先で 車道寄りを徐行します。

▶歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金
又は料料

歩道走行を 通行することができる場合

- ①歩道に普通自転車歩道通行可の標識等があるとき。
- ②13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ③道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。



夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。

一日の交通事故の発生状況を時間帯別にみると、夕暮れ時から夜間にかけて、発生件数が急激に増加する傾向が見られます。自転車を運転するときは、早めにライトを点灯しましょう。

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警 視 庁

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



安全ルールを守りましょう

飲酒運転



罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(酒酔い運転の場合)

並進運転



罰則 2万円以下の罰金又は科料

傘さし運転



罰則 5万円以下の罰金

運転中の携帯電話



罰則 5万円以下の罰金

交差点での信号遵守

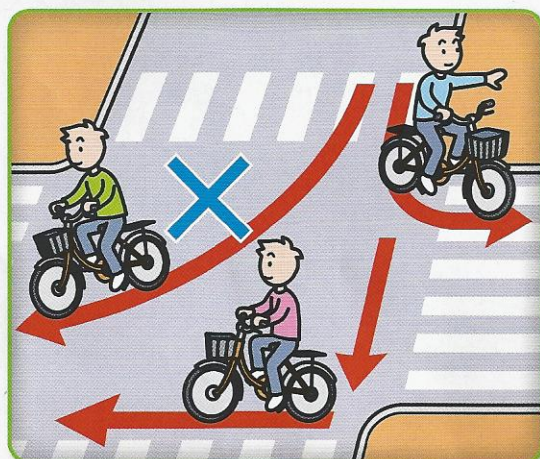
信号は必ず守ってください。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号に従ってください。

一時停止・安全確認

交差点では、一時停止をして安全を確認しましょう。狭い道から広い道に出るときは、必ず安全確認をしましょう。

交差点での右・左折

交差点での左折については、できるだけ車道の左端に寄って左折し、右折については交差点内にななめに進入してはならず、交差点の端と端を通って右折しなければなりません。



ほどう ほこうしゃゆうせん わず
「歩道では 歩行者優先 忘れずに」